

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第4584号

報官

1 平成19年5月17日 木曜日

目次

〔省 令〕

○自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（国土交通六〇）

〔告 示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務二九五（二九九））
○日本国に帰化を許可する件（法務二一一）

○個人向け国債の募集の取扱いを行うことができる者を定めた件の一部を改正する件（財務一九〇）

○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産六八七）
○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（同六八八）

○出願公表後に名称変更がなされた件（同六八九）

○自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準及び自動車検査用機械器具の校正に係る運輸大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示（国土交通五八七）
○道路に関する件（北海道開発局四一、四二）

九

七 四

三 二

一

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 財務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

勞 働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団、有権者申出方、信託受益権販売業者営業保証金取戻し関係裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
会社その他

省

令

○国土交通省令第六十号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第五項、第九十四条の二第一項及び第九十四条の五第四項前段（第九十四条の五の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年五月十七日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第一条 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項の表第一号から第二号の二までの規定中、「次条」を「第六条の十八」に改める。
別表に次の一号を加える。

七十六 オバシメータ

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

十二 温度計
十三 湿度計
十四 気圧計

「十二 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十三 温度計
十四 湿度計
十五 気圧計
十六 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

「十六 オバシメータ（粒子状物質を測定する場合に限る。）」
「十七 温度計
十八 湿度計
十九 エンジン回転速度計」

別表第二の二中

十六 温度計
十七 湿度計
十八 気圧計

による汚染度	黒煙測定器
状物質による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ

黒煙の汚染度	黒煙測定器
による汚染度	オバシメータ